

市税課からのお知らせ

令和4年度国民健康保険税について

国民健康保険税の計算について

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分（40～64歳の方のみ）の3本立てとなっていて、次の①～③の項目を合算して計算します。①所得割（前年所得による）②均等割（加入者数による）③平等割（1世帯あたり）

令和4年度税制改正により、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の賦課限度額（1世帯当たりの保険税の上限）が引き上げになりました。

- ・医療給付費分 63万 → 65万
- ・後期高齢者支援金等分 19万 → 20万

※年度途中で国民健康保険の加入・脱退がある場合は、月割りで計算します。

世帯主宛に納税通知書を送付します

地方税法第703条の4の規定により、**国民健康保険税の納税義務は世帯主**にあります。そのため、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度の加入者であっても、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主宛てに納税通知書を**7月中旬に送付**します。

国民健康保険税の軽減について

■低所得者に対する軽減（申請不要）

世帯主、国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（※1）の総所得金額の合計が判定基準額以下である世帯については、国民健康保険税の均等割・平等割が軽減されます。

申請は不要ですが、前年所得の申告をしていない場合は判定ができないため軽減が適用されませんので、未申告の方は速やかに申告（※2）してください。

軽減判定の基準所得（令和3年中の総所得金額）	軽減割合
43万円＋（給与所得者等数（※3）－1）×10万円以下の世帯	7割
43万円＋（給与所得者等数－1）×10万円＋（28.5万円×世帯内の国保加入者数及び特定同一世帯所属者数）以下の世帯	5割
43万円＋（給与所得者等数－1）×10万円＋（52万円×世帯内の国保加入者数及び特定同一世帯所属者数）以下の世帯	2割

※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、移行した日以降も継続して同じ世帯にいる方

※2 所得が全くない方も申告をする必要があります。

※3 給与所得者等とは、一定の給与所得者及び公的年金等受給者です。

■未就学児に対する軽減（申請不要）

令和4年度分から開始

令和4年度分から、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割が半額になります。なお、上述の低所得者に対する軽減が適用される世帯は、その軽減後の均等割が半額になります。

◇対象者

国民健康保険に加入する未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）

※令和4年度分については、平成28年4月2日以降に生まれた方

※所得制限はありません。

■非自発的失業者軽減制度（申請が必要）

◇対象者

企業の倒産・解雇等により離職された方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34で、離職日時点で65歳未満の方

◇軽減内容

給与所得を100分の30として所得割を計算します。※上述の低所得者に対する軽減判定にも、給与所得を100分の30として計算します。

◇申請方法

ハローワークにて、雇用保険受給資格者証取得後に申請してください。離職日の翌日にさかのぼって軽減が適用されます。

◇申請に必要なもの

雇用保険受給資格者証、マイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票等）

国民健康保険税の減免について

■旧被扶養者減免制度（申請が必要）

◇対象者

社会保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳～74歳）で国民健康保険に加入する方

◇減免内容

資格取得日の属する月から2年間、均等割が半額になります。さらに、被保険者が1人の場合には、平等割も半額になります（7割・5割軽減対象者を除きます）。

所得割については、当分の間、全額免除されます。

◇申請方法

社会保険の資格喪失証明書をご持参のうえ、国民健康保険加入手続きの際に申請してください。

■その他の減免（申請が必要）

災害による被害や失業等の特別な事情がある方は、申請により減免を受けられる場合があります。

減免申請は、納税通知書が届いてから各期の納期限までになります。申請期限を過ぎたもの、納付済みのものについては、減免を受けることができなくなるため、お早めにご相談ください。

納付方法と納期

■普通徴収

7月から翌年2月までの年8回に分けて、納付書又は口座振替で納めていただきます。

■特別徴収（年金天引き）

新たに特別徴収の対象になる方は、納税通知書に記載します。また、すでに特別徴収の方は、仮徴収（4・6・8月）と本徴収（10・12月・翌年2月）の年6回に分けて、特別徴収で納めていただきます。なお、特別徴収から口座振替に限り、納付方法を変更することができますので、納付方法を変更する場合はお問い合わせください。

■年金天引きの対象となる方は、次の要件を全て満たす世帯です。

- 世帯主が国民健康保険加入者である。
- 世帯内の加入者全員が65歳以上75歳未満である。
- 世帯主の年金額が年額18万円以上である。
- 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の半分を超えない。

これまで年金天引きであっても、令和4年度中に世帯主が75歳になられる（後期高齢者医療制度に移行される）世帯や、上記の要件に該当しなくなった世帯は、年金天引きが停止し、普通徴収により納付していただくこととなります。その場合は、納税通知書に納付書を同封していますので、中身をよくご確認くださいませようをお願いいたします。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。→



- ▶市税課（☎64・3145）
- 地域振興課（☎75・0251）
- 地域振興課（☎72・2525）、●地域振興課（☎322・1001）



JR姫新線の令和3年度の乗車人員は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を大きく受けた令和2年度から増加し、**274万人**となりました。

しかし、令和4年3月のダイヤ改正において、利用状況に合わせた見直しが行われ、播磨新宮駅－姫路駅間の10時～14時台の便が減便される等、利便性が低下しつつあります。

地域の生活の足として大変重要な交通機関である姫新線を守っていくため、これまで以上に積極的なご利用と沿線の皆さまのご協力をお願いいたします。

※JR西日本では、新型コロナウイルス感染予防のため、車内の換気、手すりや吊り革の定期的な消毒、抗ウイルス・抗菌材の噴霧による車内の抗菌加工を実施しています。

▶まちづくり推進課（☎64・3121）

姫新線の利用状況

（単位：万人）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
乗車人員（年間）	238	257	273	280	295	287	301	310	320	322	322	260	274
増減	—	+19	+16	+7	+15	△8	+14	+9	+10	+2	±0	△62	+14

通勤・通学をはじめ、便利に使える姫新線

JR姫新線は、本竜野駅－姫路駅間を約20分、播磨新宮駅－姫路駅間を約30分で運行し、目的地に定時に到着する優れた公共交通機関です。

播磨新宮駅発の平日上りダイヤは、始発から8時台迄1時間に3本運行しており、それ以外の時間帯においても1時間に1～2本が運行しています。

姫新線のダイヤの確認は「たつの市おでかけ時刻表」「たつの市おでかけ時刻表ポケット版」をご活用ください

※「たつの市おでかけ時刻表」「たつの市おでかけ時刻表ポケット版」は、公共施設、観光施設、病院等に配布しています。
※市ホームページからもダウンロードできます。→



姫新線に関するお得な情報！

○姫新線の駅周辺駐車・駐輪場について月極利用料金を一部助成します。

たつの市又は定住自立圏域内（宍粟市・佐用町・上郡町）に在住もしくはたつの市内に在勤・在学の方で、新たに本竜野駅が播磨新宮駅で定期券を購入し、1年以上継続して姫新線を利用される場合、駐車場は月額4,000円（市外に在住の方は2,000円）、駐輪場は月額1,000円を上限に最大12カ月（駐輪場を利用する学生に限っては最大36カ月）助成します。

